

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度大磯町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 19 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

本町の単独事業として実施する新型コロナウイルス感染症対策の緊急対応について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度大磯町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,990,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
18 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
450,193	86,376	536,569
450,190	86,376	536,566
12,904,473	86,376	12,990,849

歳 出

款	項
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,577,673	12,728	3,590,401
2,123,162	500	2,123,662
1,454,411	12,228	1,466,639
1,013,730	11,840	1,025,570
269,566	11,840	281,406
112,174	37,500	149,674
112,174	37,500	149,674
899,492	24,308	923,800
345,311	3,253	348,564
166,434	20,198	186,632
58,077	857	58,934
12,904,473	86,376	12,990,849